# 平成28年熊本地震により被災されたたばこ小売販売業者の皆様へ

この度の平成 28 年熊本地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今般、被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等について、弾力的に取扱うこととしました。その概要は以下のとおりです。

# 1. 対象地域

平成28年熊本地震により被災し、災害救助法が適用されている市町村

# 2. 取扱いの概要

- (1) 営業所が被災したことにより、一時的にたばこ小売販売業を他の場所において行おうとする場合、一定の条件の下で仮移転の許可を行うこととします。
- (2) 営業所が被災したことにより営業を休止している場合、一定の間、当該営業 所は、低調店にはあたらないものとして取扱うこととします。
- (3) その他たばこ小売販売業者からの各種申請等について、弾力的に取扱うこととします。

詳しくは、所管する下記財務局までお問い合わせ下さい。

財務局担当課	住所	電話番号	管轄区域
九州財務局 理財部理財課	〒860-8585 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

財理第1583号 平成28年5月13日

各 財 務 (支)局長 沖縄総合事務局長 日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 迫田英典

平成 28 年熊本地震に伴う被災地域における製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

平成 28 年熊本地震の被災地域(下記 1. の対象地域)における製造たばこ小売販売業者からの各種申請等の取扱いについては、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号。以下「法」という。)、たばこ事業法施行令(昭和 60 年政令第 21 号)、たばこ事業法施行規則(昭和 60 年大蔵省令第 5 号。以下「規則」という。)、たばこ事業法施行規則の規定に基づき財務大臣が定める事項について(平成 10 年 3 月 17 日付大蔵省告示第 74 号。以下「大臣告示」という。)、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領(平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4621 号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。)及び製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程(昭和 60 年 4 月 1 日付事務連絡。以下「規程」という。)によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直 すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

記

### 1. 対象地域

今回の平成28年熊本地震により被災し、災害救助法が適用されている市町村。

# 2. 被災地域における小売販売

許可申請者の申請に係る予定営業所の所在地が 1. の対象地域(以下「被災地域」という。)の場合における小売販売業の各種許可申請については、以下のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 営業所の仮移転の許可申請

営業所の仮移転の許可申請は、予定営業所と既設営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していない場合において、当該既設営業所が平成28年熊本地震によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所がその営業を再開するまでの間、要領及び規程中の既設営業所にはあたらないものとして取り

扱うものとする。

なお、許可を行うに際しては、「営業を休止している既設営業所が、その許可を受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

### (2) 営業所の移転又は新規の許可申請

- ① これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、 当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が 確認できるときは、規則第20条第2号、大臣告示及び要領の規定に基づいて 処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設 営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央 の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。
- ② 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。

## 3. 被災地域における小売販売業の休止及び承継

平成 28 年熊本地震によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第 29 条及び規則第 27 条の規定に基づく休止に係る届出を、本通達に基づく取扱いを終了するまでの間、猶予することができるものとする。休止期間中に地位の承継が生じた場合の法第 27 条、第 28 条、規則第 25 条及び第 26 条の規定に基づく地位の承継に係る届出についても、同様とする。

#### 4. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が平成 28 年熊本地震によって、店舗が減失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から6月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から6月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

なお、この取扱いによって低調店にはあたらないものとされる当該既設営業所は、2.(1)の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

## 5. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。